

令和2年7月10日

栃木市産業振興部観光振興課

指定管理者：(一社) 栃木市観光協会

とちぎ蔵の街観光館施設利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染症感染防止対策について)

当該施設の利用につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る市の対応方針」(令和2年5月28日栃木市新型コロナウイルス感染症対策本部)に則り、当面の間、感染防止対策をとつたうえで、施設の規模・形態に応じた少人数の利用のみとします。

○利用上の注意

このガイドラインは、当面の間における施設利用の基準を定めたものです。今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。感染のリスクを避けるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用にご理解願います。

ご利用の際は、感染予防のため、下記の対策をお願いいたします。

【共通事項】

- ・マスクまたはフェイスガード等を常時着用し、飛沫感染を防ぐため咳エチケットを実施してください。
- ・入退館時にはアルコール消毒液で手指消毒を行ってください。
- ・体調がすぐれない方（発熱、咳など風邪の症状がある等）は入館をご遠慮ください。
- ・館内での飲食はなるべく控えてください。
- ・可能な限り他の利用者と距離をとっていただき、近距離での会話は控えてください。
- ・可能な限り館内での長時間の滞在は避けてください。

【見世蔵・観光案内所】

- ・身体的距離の確保（人と人の距離ができるだけ2mを目安に空ける）を考慮して、同時に入館できる最大可能人数を示すとともに、入館を制限させていただく場合があります。その場合は順番で入館をご案内させていただきます。
- ・密閉を避けるため、常時出入口を開放する、または1時間に1～2回程度の換気を実施いたしますので、ご理解ご協力ををお願いいたします。

【多目的ホール・蔵座敷】

- ・密集を避けるため、最大利用人数を制限させていただきます（多目的ホールは20人まで、蔵座敷は10人まで）。できるだけ少人数でのご利用に努めていただくようお願いいたします。
- ・密閉を避けるため、利用中は常時窓・ドアを開放してください。やむを得ず開放できない場合は、1時間に1～2回程度の換気を行ってください。
- ・席の間隔等を一定以上確保してください。常に身体的距離を確保できない利用（ダンス等、一時的であっても密接となるもの）や、その他感染リスク拡大の可能性のある行為（管楽器の使用や特定の物を共用する行為等）については当面ご遠慮ください。
- ・ご利用するすべての方の「住所、氏名、電話番号」を把握し、参加者名簿（様式任意）を作成の上、名簿は個人情報関連法令に従い適切に管理し、他の目的に使用しないでください。

- ・感染が発生した場合等、必要の際は参加者名簿の提出を含め、当日参加者（利用者）の情報提供について協力してください。
- ・ゴミのお持ち帰りを徹底してください。
- ・セルフ消毒にご協力を願いします。

(セルフ消毒の例)

- ①使用する部屋のドアノブ、机、椅子等について、使用の前後にふき取り作業を実施する。
- ②場合によっては使い捨て手袋等を用意し、参加者間での接触を少なくする。
- ③アルコール消毒液を持参し、こまめに手指の消毒を実施する。

【スタッフによる感染リスク低減のための措置】

- ・検温等の健康管理、マスクの着用、手洗いうがい、手指の消毒を徹底します。
- ・館内の諸室、ドアノブ、階段手すり、トイレ等、除菌用薬剤での清掃を強化します。

問合せ先

〒328-8686 栃木市万町9-25

栃木市産業振興部観光振興課

Tel 0282-21-2374